

## 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給について

食費等の物価高騰に直面し、特に影響を受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、子育て世帯生活支援特別給付金の支給を開始します。

この給付金は国の制度に基づくもので、対象児童1人につき5万円を支給するものです。

### 1、支給対象者

- ① 令和4年度「低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給対象者であった方（申請不要）
  
- ② ①の他、対象児童（令和5年3月31日時点で18歳未満の児童（障害のある児童は20歳未満）※）の養育者であって、  
（※令和6年2月末までに生まれる新生児も対象となります。）  
○令和5年1月1日以降の収入が急変し、住民税均等割非課税相当の収入となった方  
（要申請）

### 2、支給額

対象児童一人につき5万円

### 3、支給時期・支給方法

- 1) ①の支給対象者は、令和5年5月中に「令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金の受取口座」に振り込みます。
- 2) ②の支給対象者は、給付金を受け取るには申請が必要となりますので、役場住民課までご連絡ください。  
申請期限は令和6年2月29日（木）までとなっております。（支給開始は6月以降を予定しています。）

お問い合わせは下記までお電話下さい。

上北山村役場 住民課 給付金係

TEL 07468-3-0223